

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和6年6月21日(金)
午前10時00分 開会
午前10時55分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	黒田真徳	副委員長	藤田誠一
委員	加藤昌延	委員	渡辺高博
委員	伊藤嘉秀	委員	井谷幸恵
委員	小野辰夫	委員	篠原茂
委員	伊藤謙司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長	石川勝行		
・福祉部			
部長	久枝庄三	総括次長(健康政策課長)	佐々木正子
地域福祉課長	真鍋達也	介護福祉課長	山本兼資
国保課長	石川徹	生活福祉課長	越智達郎
地域福祉課主幹	村上美香	国保課主幹	藤原重昭
健康政策課保健センター所長	寺尾佳代子		
・福祉部こども局			
局長	沢田友子	こどもみらい課長	矢野佳美
・消防本部			
消防長	後田武	総括次長(消防総務課長)	伊藤英知
通信指令課長	岡野公則	通信指令課主幹	藤田衛
通信指令課副課長	薦田則一		
・市民環境部			
部長	長井秀旗	総括次長(地域コミュニティ課長)	藤田清純
市民課長	伊藤伸明	危機管理課長	岡政昭
市民課主幹	尾藤秀行		
・市民環境部環境エネルギー局			
局長	近藤淳司	カーボンニュートラル推進室長	西本吉宏

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本知輝 議事課係長 村上佳史

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第46号 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

議案第48号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

(2) 閉会中の常任委員会開催について

(3) 行政視察について

8 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●黒田委員長：〈開会挨拶〉

○石川市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第48号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○矢野こども未来課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤謙司委員：生活に困窮する外国人という文言があるが、この外国人とはどのような方になるのか。在留カードを持っているということなのか。

○越智生活福祉課長：伊藤委員が言われたように、在留カードを持っていることが原則になる。

●伊藤謙司委員：貧困の扱いの部分については、生活保護を受給する条件は日本人と同じか。

○越智生活福祉課長：生活保護を受給する日本人に準ずる形になるため、生活保護の基準は同じである。

●篠原委員：健康保険法の改正で健康保険証がなくなるが、マイナンバーカードと連携していない人はどうなるのか。

○石川国保課長：毎年8月から7月末の1年間で保険証を更新しており、今年の7月に交付する保険証は、今年の8月1日から来年の7月末まで使えるので、その間はマイナンバーカードと保険証を連携させてない人も、保険証を使って受診ができる。来年の8月以降や途中で紛失された場合については、12月2日以降、新たに被保険者証を交付することはなくなるが、今の保険証と同じようなカード型で、同じような内容を記載した資格確認書を交付するので、それにより受診ができるようになる。

●加藤委員：中国でマイナンバーカードの偽装が簡単にされて、使われていることが問題視されており、マイナンバーカードにはICチップがついているにもかかわらず、受付で見せて対応しているところもあると思うが、ICチップを確認する方法として、機器の導入をしていないところはどうか

のか。

○石川国保課長：今は市内の96%の医療機関で、マイナンバーカードの読み取りができる状態になっているので、通常のマイナンバーカードであれば、正確に受診資格情報を取得して受診してもらえらると思っっている。

●伊藤嘉秀委員：先ほどの篠原委員への答弁では、保険証という名称のものは発行しないが、資格確認書という名称に変えて、カードは発行されるということでよろしいか。

○石川国保課長：マイナンバーカードと保険証を連携させている方に対しては、資格確認書は交付しないが、連携をされてない方や連携をしているが何らかの事由で使えない方に対しては、資格確認書を交付するようになる。

●井谷委員：44ページの下から2行目の準法定事務で定められて独自利用事務から除くとあるが、わかりやすく説明いただきたい。

○久枝福祉部長：マイナンバーの番号法の第9条第1項に規定する中で準法定事務及び準法定事務処理者を定めるものが制定され、その中に、先ほど説明した生活に困窮する外国人に対する保護の実施などといったことが入ったことから、条例で定める必要がなくなったため、条例の記載を除くことになった。

<討論> なし

<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）：<説明>

<質疑>

●伊藤謙司委員：障がい者総合支援法管理事務費について、対象となる人数は。

○真鍋地域福祉課長：今回のシステム改修に含まれる就学前障害児の発達支援無償化にかかる認定手続きの簡素化の対象となる対象者は、令和6年4月1日現在で112人である。

●井谷委員：障がい者総合支援法とはどのような法律か。

○久枝福祉部長：障がい者総合支援法とは、障害者に対する各種サービスに関わる給付などの支援を定めた法律で、障害者の認定を受け、どのようなサービスが必要となるか、介護保険のように計画を立てていただき、審査を行った上でサービスを受けていただくことなどが規定されている。

*後刻一括採決

休憩 午前10時20分／再開 午前10時22分

◎消防関係

◇議案第46号 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

○岡野通信指令課長：<説明>

<質疑>

●伊藤嘉秀委員：この協議会の目的だが、統合した指令室ができ上がった後の運用についてもこの協議会で管理していくということではよろしいか。それとも準備段階までの協議会と考えていいのか。

○岡野通信指令課長：協議会については、準備段階から運用開始後も、通信指令業務の管理、執行する予定である。

●小野委員：広域で集約するメリットはどのようなところにあるのか。

○岡野通信指令課長：国が消防の広域化を進めており、普段から相互応援協定等で、西条市、四国中央市と応援体制を結んでいるが、指令センターを統一化することにより、広域的な災害に随時、素早く対応ができることになる。また、新居浜市の全ての救急隊等が出払った場合に、西条市、四国中央市から直近の救急隊が応援に出動するなどのゼロ隊運用と言われることも可能となる。また、単独市でのシステム整備は非常に高額となるが、財政負担が抑えられて、コストの面でもメリットがあると考えている。

●伊藤謙司委員：協議会設置前の段階で聞くのは申し訳ないが、運用開始時期については、ある程度考えられているのか。

○岡野通信指令課長：指令センターの運用開始については、指令センターの設置場所を、新築を検討している南消防署の3階部分に考えており、実際の運用に関しては令和9年度末を目指している。

●伊藤嘉秀委員：統合された指令センター設置後は、各市にある指令室はどのような役割になるのか。サブ的な役割になるのか。

○岡野通信指令課長：指令センターに関しては、西条市、四国中央市、新居浜市の3市の指令センターを一つに統一し、西条市、四国中央市の職員が、指令センターに同様に勤務して、3市の119番通報をすべて受信することになる。

●伊藤嘉秀委員：現存する指令センターは高額な費用をかけて整備したと思うが、各市の今ある指令センターは廃止するのか。

○岡野通信指令課長：各市の指令センターに関しては、設置後約10年程度を経過することになり、更新時期と重なることになるので、3市でのセンターの設置を考えている。

●加藤委員：今現在は、新居浜市と四国中央市の境界において、少しでも四国中央市に入っているところで救急車を呼んだ場合は、四国中央市の病院に搬送されるのが現状だと思うが、広域化になった場合は、新居浜市の人が四国中央市に少し入ったところで、119番通報したときでも新居浜市の病院に搬送してもらえるようになるのか。

○後田消防長：例えば市の境で交通事故等が起こったときに、携帯電話で119番通報をすると、地図検索装置で場所を特定するが、若干の誤差が生じることがある。同一の事案に対しても、両方の市から、救急車や消防車が行くことも起こっている。通信指令センターを統合して運用すると、出動も効率的になり、また病院選定についても、市境付近であれば、どちらの市の病院に行くのがいいのかなど、非常に円滑に対応できるのではないかと考えている。

●加藤委員：四国中央市から新居浜市に帰る途中で、新居浜市にあと少しというところで事故に遭い、新居浜市に搬送してくれたらよかったのに、四国中央市に搬送されるという話を聞いたことがあり、市内の人が市内の病院に搬送されたらいいと思い、質問させていただいた。

○後田消防長：病院選定などについては、本人から話を聞いたりして、消防側としても考慮をして対応できると思っている。

●篠原委員：松山市や伊予市はこのような協議会を設置していると思うが、他市から問題点は聞こえていないか。

○後田消防長：今年度から松山と伊予消防、東温消防が運用を開始している。新居浜市、西条市、四国中央市の3市は、比較的規模が近いところになるが、あちらの場合は、大きな松山市に小さなところがくっついたというようなところであり、若干違うのだが、先日、東温市の消防長と話す機会もあり伺ったところ、単独では、少し持て余すような場合に、松山市からも来てもらえるし、費用負担も少なくなって、実施してよかったという声は聞いている。また、松山市からも順調に運用しているという話も伺っている。

●井谷委員：19条に協議会の解散のことが記載されているが、どういった場合に解散になるのか。

○岡野通信指令課長：今回の指令業務の統一に関しては、新居浜市、西条市、四国中央市の3市となるが、今後例えば今治市と上島町や、愛媛県全体での広域化も考えられるため、解散要件を19条に入れている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時39分／再開 午前10時41分

◎市民環境部関係

◇議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：<説明>

<質 疑>

●伊藤謙司委員：地域コミュニティ再生事業費について、3校区の行事用具整備に対する補助金の交付だが、申込みはもっと多くの校区からあったのか。

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：毎年3校区ずつを順番に出すような形で実施しており、例年3校区がそのまま採用されるような状況である。2年前は4校区という少しイレギュラーなこともあったが、基本的に3校区が前年度に申込みをして、今回3校区全部の申請がおりたというような形になっている。

●伊藤謙司委員：校区の選定はどのように回されているのか。川西、川東、上部などの地域で、分け方をしているのか。

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：連合自治会で申し合わせて、川東、上部、川西の順番で回すようにしている。来年度は、川東が大島校区、上部が別子校区、川西が惣開校区という予定になっている。

●井谷委員：戸籍電算化推進費の補正額というのは、どのぐらいを予定しているのか。

○伊藤市民課長：補正額は234万1,000円であり、これは国から想定事業費が示されており、その範囲内で収まるようになっている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時50分／再開 午前10時51分

（2）閉会中の常任委員会開催について

●黒田委員長：5月15日に開催された委員長会において、今年度においても、昨年度と同様、所管課から状況報告等を受ける場として、閉会中の委員会を開催することに決定した。開催月については、委員会によって案件等の状況が異なることから、各委員会で判断することとなった。なお、正式な委員会として開催することに伴い、継続審査となっている案件があれば、閉会中の委員会において審査をすることになる。

●黒田委員長：まず、閉会中の委員会の開催日であるが、候補日として、8月1日か8月2日で考えているが、都合はどうか。

（異議なし）

●黒田委員長：日程については、8月1日で調整を進めたいと思うが、担当課の都合もあることから、最終の決定は、正副委員長に一任いただけるか。

(異議なし)

●黒田委員長：次に、調査項目について希望はあるか。

●篠原委員：健康寿命の延伸についてはどうか。どのように取り組めば健康寿命が延びるかということ
を調査したい。

●黒田委員長：調査項目については、6月27日までに私もしくは担当書記まで提出してもらい、今の
意見も参考にし、その後、正副委員長において調整、決定するというので、一任いただけるか。

(異議なし)

(3) 行政視察について

●黒田委員長：日程は、7月16日(火)から19日(金)までの3泊4日で、研修先及び研修項目につい
てはデータ配付した資料のとおりである。この内容で実施してよいか。

(異議なし)

●黒田委員長：それでは、この内容で決定するが、諸般の事情により変更が生じた場合は、委員長に
御一任いただきたい。

○ 閉 会 午前10時55分

市民福祉委員会付託案件表

令和6年6月21日

○福祉部関係

議案第48号 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第3款 民生費	5・19~21
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	
2目 予防費	5・21

○消防本部関係

議案第46号 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

○市民環境部関係

議案第50号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第2款 総務費	5・17~19
（ 第1項 総務管理費 1目 一般管理費 5目 企画費 を除く ）	
第4款 衛生費	
第1項 保健衛生費	
5目 環境管理費	5・22